

食品安全委員会農薬第一専門調査会

第7回会合議事録

1. 日時 令和4年1月14日（金） 10:00～10:17

2. 場所 食品安全委員会 中会議室（Web会議システムを利用）

3. 議事

（1）評価書の記載内容の検討について

（2）その他

4. 出席者

（専門委員）

小野座長、美谷島座長代理、赤池専門委員、小澤専門委員、
清家専門委員、中島専門委員、本間専門委員、松本専門委員

（専門参考人）

井上専門参考人、栗形専門参考人、堀本専門参考人、増村専門参考人、
與語専門参考人、義澤専門参考人

（食品安全委員会）

浅野委員、川西委員、脇委員

（事務局）

鋤柄事務局長、中事務局次長、近藤評価第一課長、井上評価情報分析官、
高山評価調整官、栗山課長補佐、横山課長補佐、糸井専門官、中井専門官、
藤井専門官、原田係長、高橋専門職、三枝係員、宮木係員

5. 配布資料

資料1 評価書の記載内容の検討について（案）

参考資料 農薬の安全の確保について（2021年10月28日食品安全セミナー説明資料）

机上配布資料 マラチオン評価書

6. 議事内容

○栗山課長補佐

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第7回農薬第一専門調査会を開催いたします。

先生方には、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

開催通知等で御連絡いたしましたように、本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のため、Web会議システムを利用して参加いただく形で行います。

このような事情から、本日は傍聴者を入れずに開催することとし、本会議の様子をYouTubeによりライブ配信することにより公開に代えさせていただければと存じます。

本日は、農薬第一専門調査会の専門委員、若干遅れていらっしゃる先生がおりますが、8名、専門参考人6名に御出席いただいております。また、食品安全委員会から3名の委員が出席されております。

それでは、以後の進行を小野座長にお願いしたいと思います。

○小野座長

それでは、議事次第に沿って議事を進めます。

開催通知等で御連絡いたしましたように、本日の会議につきましては公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、初めに事務局から資料の確認をお願いいたします。

○栗山課長補佐

それでは、本日の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は議事次第、農薬第一専門調査会専門委員等名簿のほか、資料1として、評価書の記載内容の検討について（案）、参考資料としまして、農薬の安全の確保について（2021年10月28日食品安全セミナー説明資料）、

机上配布資料として、マラチオン評価書となっております。

以上でございますので、不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。資料はホームページにも掲載されております。

なお、本日はWeb会議形式で行いますので、そちらの注意事項を3点お知らせいたします。

1つ目、カメラは基本的にオンにさせていただきますようお願いいたします。また、マイクは発言者の音質向上のため、発言しないときはオフにさせていただくようお願いいたします。

2つ目、御発言いただく際は、まず、お手元の意思表示カードの「挙手」と記載されたほうをカメラに向けてください。万が一、映像機能が途中で機能しなくなるなどの障害がございましたら、挙手機能を使用して挙手いただきます。なお、途中で挙手機能及び映像機能が機能しなくなった場合は、一度退室していただき、再度入室を試みていただきますようお願いいたします。

次に、事務局又は座長が先生のお名前をお呼びしましたら、マイクをオンにしまして冒頭にお名前を発言いただいた上で発言を開始いただきまして、発言の最後には「以上です」と御発言いただきマイクをオフとする形で対応をお願いします。

3つ目、会議中、通信環境により音声途切れて聞き取りにくい状況になってしまった場合は、カメラ表示を切ることで比較的安定した通信が可能となる場合がございます。画面下のカメラのボタンをクリックいただくと、オン・オフができます。それでも状況が変わらずに、議論内容が分からない状態が続くようでしたら、お手数ですが、チャット機能を利用して状況を御連絡ください。予期せず切断されてしまった場合には、再度入室をお試しいただくようお願いいたします。

以上、Web会議における注意事項となります。よろしくお願いいたします。

○小野座長

続きまして、事務局から食品安全委員会における調査審議方法等について、平成15年10月2日食品安全委員会決定に基づき必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告を行ってください。

○栗山課長補佐

それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたします。

本日の議事について、専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

○小野座長

先生方、御提出いただいた確認書について相違はございませんでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小野座長

それでは、議事(1)評価書の記載内容の検討についてを始めたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○栗山課長補佐

それでは、資料1について御説明させていただきます。「評価書の記載内容の検討について(案)」となります。

「農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議における留意点について」という令和2年の農薬第一専門調査会決定の文書におきまして、具体的な農薬の再評価に係る調査審議が始まるまでに、再評価における留意点に係る準備を行うこととしていたところでございます。

そのうち、この評価書の記載内容の部分につきまして、これまでの評価経験ですとか国

際的な動向、特に昨今、代謝物評価のところにつきましては、新しい評価手法の活用が進められている状況もございますので、こういった状況も踏まえまして、以下のとおり、記載順序等の変更並びに記載内容の追加及び合理化を検討してはどうかということで、こちら、概要の案を作成しましたので、本日御検討をお願いできればと思います。

それでは、内容に入ります。

まず、1. 標準的な記載項目及び記載順序の変更で、

(1) 評価対象農薬の概要に対象農薬の物理的・化学的性状を追加するものです。

(2) としまして、安全性試験の記載順序につきまして、使用される農薬の実際の流れに沿いまして、最初に①環境、続いて②植物・畜産物の代謝・残留、それから③毒性の順に変更してはどうかというものです。この中で、これまで動物体内運命試験としてまとめてございました試験のうち、例えばヤギとかニワトリといった家畜代謝試験につきましては②の代謝・残留のところに、それから、ラットなどを用いた動物体内動態試験につきましては③の毒性の部分へ記載してはどうかということでございます。

(3) 経口投与による急性毒性試験のほか、一般薬理試験などの単回投与試験を急性毒性試験等としてまとめるというものです。

(4) 神経毒性試験としまして新たに項立てしまして、神経毒性に関する試験について、急性、亜急性のほか、遅発性神経毒性試験ですとか発達神経毒性試験も含めてまとめてはどうかというものです。

(5) 経皮投与、吸入ばく露等試験を新たに項立てしまして、評価の参考として記載する経口投与以外の試験についてもまとめてはどうかというものです。

(6) ヒトにおける知見を新たに項立てしまして、ヒトに関する知見として、ヒトへの影響試験、中毒事例、疫学研究等、該当するものについてまとめてはどうかというものです。

それから(7) としまして、代謝物を用いて実施された毒性試験の部分について別途まとめてはどうかというものです。

こちら、先生方より事前に御意見をお伺いしたところ【與語専門参考人より】のところにありとおりですけれども、1つ質問をいただいております。あまり事例は多くないと思いますし、詳細な内容になりますが、代謝物を用いて実施された動態試験は、それぞれの場所に記載するというのでよろしいでしょうかということで、こちらはそのとおりと考えておりまして、毒性以外の試験につきましてはこれまでどおりの記載とすることを想定しております。

一方で、毒性試験のイメージなのですが、例えば本日、机上配布資料としておりますマラチオンの評価書では代謝物Bにつきまして、例えば29ページに一般薬理試験、31ページに急性毒性試験、それから、44ページに2年間慢性毒性/発がん性併合試験といったものがございますので、これら毒性関係の試験をまとめる。そういったイメージで考えてございます。また、このマラチオンの評価書には、その他の試験のところヒトに関する

知見に該当する試験もございますので、御参考にしていただければと思います。

それから、案に戻りまして、2. です。1. の(1)に記載しました物理的・化学的性状の記載の追加の内容でございます。こちらは有効成分の物理的・化学的性状につきまして、評価に有用な情報として、融点、沸点、蒸気圧、外観、臭気等を記載してはどうかと考えてございます。

それから、2 ページ目の3. 環境中運命試験の記載の合理化です。各試験について概要を表に簡潔にまとめる形としまして、必要に応じて、特記事項を本文ないしは注などで記載してはどうかというものでございます。

最後に、(参考) 今後のスケジュールとしましては、本日の議論の結果を踏まえまして、次回3月に予定しております農薬第一専門調査会で詳細のところ、1. ですと、具体的な項目やその順序の案、それから、2. や3. ですと、記載の内容のイメージといったところを最終化できればと考えてございまして、もし順調に進みましたら、4月以降に農薬に関する専門調査会で審議が開始される剤から適用させていただければと考えてございます。

事務局の説明は以上となります。では、よろしくお願いいたします。

○小野座長

ありがとうございました。

ただいまの説明の内容につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

まず、初めに與語専門参考人より1点質問が出てございまして、今、事務局からそのとおりですということでしたが、與語先生、これでよろしいでしょうか。

○與語専門参考人

與語ですけれども、よろしいでしょうか。

○小野座長

どうぞ。

○與語専門参考人

今の事務局の説明ですごくはっきりしたので、私はこれで結構です。もしかして毒性の先生方が違うことがあるかなと思ったものですからちょっと気になって、私はこれで結構です。

以上です。

○小野座長

ありがとうございました。

ほかの先生方で質問もしくは御意見などがございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特に御意見はございませんでしょうか。

それでは、先生方から特に追加の意見等はございませんようですので、評価書の記載内容につきましては現在の案で進めさせていただくことにしたいと思います。ありがとうございました。

事務局からほかに何かございますでしょうか。

○栗山課長補佐

次回までに、現行と変更後の対比ができるような具体的なイメージの案を準備したいと思いますので、またよろしく願いいたします。

○小野座長

よろしく願いいたします。

それでは、こちらの議事につきましては、これで終了となります。

続きまして、その他の議事に移りたいと思います。

事務局から、農薬の再評価をテーマとする意見交換会についての報告があると聞いております。説明をお願いいたします。

○栗山課長補佐

前回の第6回農薬第一専門調査会の際に御紹介しました、農薬の再評価をテーマとする意見交換会が昨年開催されましたので、御報告を申し上げます。

本日、意見交換会の際の資料について参考資料のほうにお配りしております。こちらを御覧いただければと思うのですが、2ページ目の目次の部分を見ながら概要を少しだけ紹介させていただければと思います。

目次のところで、まず1. 農薬登録の全体像としまして、登録制度の必要性ですとか制度の概要、それから、必要としている試験成績、関係する省庁の役割などについての説明となっております。

続きまして2. 農薬の再評価制度で、これまでの農薬の登録制度の変遷ですとか再評価制度の導入の背景とその概要などとなっております。

次の3. 使用者や生活環境動植物への影響等の農薬の安全性に関する審査の充実で、こちらは平成30年の農薬取締法改正に伴い変更された審査の充実の概要となっております。

最後の4. 農薬が残留する食品を人が食べた場合の安全性評価の充実で、こちらは資料の21ページ目を御覧ください。こちらが食品安全委員会に関するもので、農薬に関する専門調査会で作成や改訂を進めてきました評価指針ですとか考え方について御紹介したということでございます。

また詳細につきましては、お時間のあるときに御覧いただければと思います。

以上です。

○小野座長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関して、何か質問等がございましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

意見交換会の御報告ということですので、特に質問がないようでしたら、この議事についてもこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

事務局からほかに何かございますか。

○栗山課長補佐

次回の農薬第一専門調査会の予定につきましては、日程、開催方法等について追って御連絡させていただければと思います。

以上です。

○小野座長

先生方からほかに何かございますでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして、第7回農薬第一専門調査会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上